

●令和2年5月1日発行 ●発行所/明治用水土地改良区 〒446-0065 愛知県安城市大東町22-16 ☎(0566)76-6241 ●責任者/神谷金衛  
 ●ホームページ: <http://www.midorinet-meiji.jp/> ●E-mail: [meijiyou sui@midorinet-meiji.jp](mailto:meijiyou sui@midorinet-meiji.jp)



神谷理事長のあいさつ



株おとうふ工房いしかわ 代表取締役 石川氏

## 明治用水通水140年

明治用水は明治13年(1880年)から碧海大地に水を流し始め、平成31年(2019年)4月に140回目の通水を迎えることができました。これを記念して、令和元年8月17日に明治用水会館大会議室にて「明治用水通水140年記念式典」を挙りました。大村愛知県知事を始め富田東海農政局長ほか、国・県等の関係者多数の来賓を迎え、総勢150名余が出席され、基調講演では(株)おとうふ工房いしかわの石川氏が、「子ども達に、食を伝えることが、農を守る」との趣旨でお話をいただきました。

これからも矢作川から取水した水を安城市を始め関係8市に跨る明治用水の水路を通じ、約5400haの田畑を潤し、今後も農業用水だけでなく工業用水など地域に必要な水を安定的に供給して、この豊かな環境を次世代に引き継いでまいります。

### 令和2年4月1日現在の受益面積及び組合員数

市別	安城市	豊田市	知立市	刈谷市	高浜市	碧南市	西尾市	岡崎市	その他	計
受益面積(ha)	3,074.8	271.0	346.8	616.9	169.0	258.1	152.8	500.2	—	5,389.6
組合員数(人)	6,138	709	968	1,703	605	588	693	1,243	368	13,015

## 令和2年を迎えて



明治用水土地改良区 理事長 神谷 金衛

新緑が日にあざやかに映る季節となりました。組合員の皆様には益々ご健勝にご活躍のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当土地改良区の運営と事業推進に格別のご支援、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

昨年は、元号が「平成」から「令和」となり新たな時代を迎えた年でありました。しかしながら、全国的に一昨年と同様台風や大雨による自然災害が発生し、

各地で様々な被害に見舞われました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。当土地改良区管内につきましても、いつ災害が発生するか予測できませんが、日常的な施設の点検及び維持管理を適切に行い、被害が発生しないよう努めて参りたいと考えております。

さて、140回目となった昨年の通水状況でございますが、明治用水地区の水源であります矢作ダム流域の降水量は5月中旬まで例年を大きく下回り節水の心配をしましたが、その後の降雨により回避することができました。一方で、羽布ダムを水源とする矢作川用水地区については、4月17日から3日通水3日断水の節水対策と共に渇水対策揚水機7機場の運転を実施しましたが、ダム貯水率が回復しないため5月初旬には節水率を75%まで強化しました。5月中旬には羽布ダム貯水率が20%近くまで低下、6月上旬には羽布ダムが枯渇するのではないかと心配しましたが、5月下旬から降雨に恵まれ、節水率を徐々に緩和して7月18日には節水解除することができました。節水期間は92日間と長く、ご迷惑をおかけしましたが、地元総代様及び関係組合員の皆様のご協力により乗り越えることができましたことを改めて御礼申し上げます。次第でございます。

また、通水140年記念事業としまして、令和元年8月17日に大村愛知県知事を始め国・県・関係市等ご来賓の方々にもご参加いただき、記念式典を盛大に挙行することができました。そして、令和元年9月21日には明治用水緑道を中心に歩く記念ウォーキングを名鉄ハイキングと協力して実施いたしました。参加いただいた方々には、チェックポイントに設定した「明治川神社」と「水のかんきょう学習館」に寄っていただき、明治用水の歴史やこの地域での役割、水源かん養林事業等について理解を深めていただけたものと思います。

なお、本年も国営、県営を始め施設の耐震化、老朽化対策及び農地の区画化、集積等の事業を引き続き予定しております。これには、国、県、関係市など行政機関と連携を図り、積極的に推進していくことが必要と考えています。併せ、市街化区域や工場用地等大規模な農地転用に起因して管理が困難となっている路線につきましてもその解消に向け協議を進めて参りたいと思います。

農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、役職員一丸となって当土地改良区の事業運営に努めて参りますので、引き続き組合員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

## 国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の近況報告

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 前所長 岡野 光男



明治用水土地改良区の皆様におかれましては、平素より農政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて国営事業ですが、明治用水土地改良区の皆様のバックアップの下、順調に進捗しております。まず明治用水頭首工の耐震対策工事ですが、令和元年度から水源管理所とは反対側の左岸側に移動して、1・2号の洪水吐において耐震強度を強化したステンレス製ゲートへの取替え、及びワイヤ式からチェーン式に変更した開閉装置の設置、3・4号の洪水吐の堰柱における鋼板での巻立、

洪水吐堰柱の補強基礎杭の打設などが5月末を目途として完成します。

明治本流の広畔制水門下流部の約500mの区間につきましては、旧水路を取り壊して耐震化された新しい水路に作り替える工事が完成しました。なお水路上部につきまして暫定的なフェンスで囲っておりますが、ある程度のまとまりに成りましたら、関係機関において自転車道や植栽などの上部利用の整備をする予定としております。

続きまして本年度の工事の予定です。明治用水頭首工につきましては、秋からになります同様に左岸側において、洪水吐ゲートの更新、堰柱の鋼板での巻立、補強基礎杭の打設などを進めることとしております。これに加えて左岸側の擁壁（管理橋の護岸部分）の増厚コンクリートの打設などの耐震対策も講じて参ります。

明治本流につきましては、令和元年度の工事に引き続き下流部の約200mの区間において、現在の水路を取り壊して耐震化された新しい水路に作り替えます。また広畔制水門上流部の開水路区間においても、手始めにトヨタ自動車上郷物流センター付近の2カ所において、現在の開水路から耐震化された新しいボックス水路に作り替えます。このほか、広見橋、新高橋、平針街道バイパス、明治川神社前及び中東制水門下流付近において、右岸側既設ボックス水路の中に鋼管を挿入した耐震補強（パイプインボックス工法）の工事を実施します。これらの工事につきましては施工業者が決まり次第順次、地元説明会を開催させていただきたいと考えております。特に近隣の皆様には御面倒や御迷惑をおかけしますが、よろしく御理解と御協力の程お願いいたします。

本年度は、新型コロナウイルスの関係でこれまで経験したことのない状況になっておりますが、国営事業の方は、切迫する南海トラフ巨大地震に対応するため停滞は許されません。結びといたしまして、明治用水土地改良区の皆様の益々の御健勝と御発展をお祈りさせていただきます。

## 就任あいさつ

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所  
所長 足立健一

令和2年4月、岡野所長の後任として東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所の所長に着任しました。

明治用水土地改良区の組合員の皆様方には、今後とも事業推進にご協力の程よろしくお願い致します。



①頭首工の工事実施状況



②本流下流部の耐震対策実施後



③本流上流部の工事予定箇所

### 令和元年度総代会のご報告

#### 臨時総代会

令和元年10月11日(金)午前9時30分より明治用水会館において、令和元年度臨時総代会を開催しました。総代78名(現員数89名)の出席のもと、9議案を慎重審議し、各議案とも原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 令和元年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 第2号議案 令和元年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算(第2次)の専決処分の承認について
- 第3号議案 明治用水土地改良区定款の一部変更について
- 第4号議案 明治用水土地改良区規約の一部変更について
- 第5号議案 明治用水土地改良区利水調整規程の制定について
- 第6号議案 明治用水土地改良区会計細則の一部改正について
- 第7号議案 総代会における書面又は代理人議決について
- 第8号議案 平成30年度明治用水土地改良区事業報告書の承認について
- 第9号議案 平成30年度明治用水土地改良区収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認について

#### 通常総代会

令和2年3月10日(火)午前9時30分より明治用水会館において、令和元年度通常総代会を開催しました。総代78名(現員数88名)の出席のもと、12議案を慎重審議し、各議案とも原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 令和元年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算(第3次)について
- 第2号議案 令和元年度明治用水土地改良区羽布ダム小水力発電交付金特別会計収支補正予算について
- 第3号議案 令和元年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支補正予算について
- 第4号議案 明治用水土地改良区定款の一部変更について
- 第5号議案 令和2年度明治用水土地改良区一般会計収支予算について
- 第6号議案 令和2年度明治用水土地改良区中井筋小水力発電事業特別会計収支予算について
- 第7号議案 令和2年度明治用水土地改良区羽布ダム小水力発電交付金特別会計収支予算について
- 第8号議案 令和2年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支予算について
- 第9号議案 令和2年度賦課金の賦課及び徴収について
- 第10号議案 令和2年度加入金の賦課及び徴収について
- 第11号議案 令和2年度決済金について
- 第12号議案 令和2年度役員等の報酬等について

#### 明治用水功労者を表彰

長年にわたり、明治用水土地改良区の事業推進にご尽力いただきました方々に、愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状、理事長表彰状が贈られました。

受賞されました皆様方のご功績に、心から感謝申し上げます。受賞者は、次の方々です。(年数は、役員・総代などの在職年数)

##### 愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状

●稲垣実男 様 (15年10月) 安城市今本町

##### 明治用水土地改良区理事長表彰(総代)

- 柴田富雄 様 (13年8月) 安城市里町
- 都築 仁 様 (12年) 豊田市若林東町
- 近藤善一 様 (12年1月) 豊田市榎塚西町
- 杉浦 勲 様 (12年) 安城市安城町
- 林 正憲 様 (12年) 岡崎市矢作町
- 石川隆雄 様 (12年) 西尾市上町
- 清水博巳 様 (12年) 刈谷市小垣江町
- 石川敏明 様 (12年) 安城市高棚町

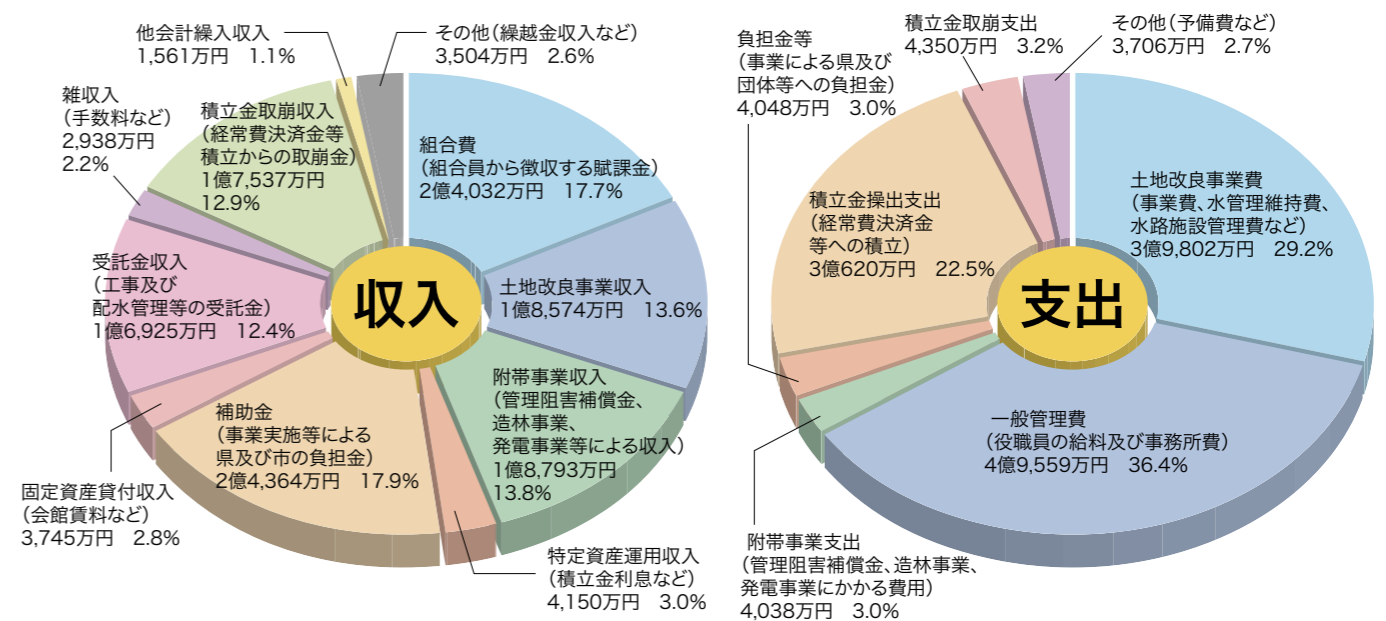


##### 明治用水土地改良区理事長表彰(職員)

- 加藤俊夫 様 (25年3月) 水源業務専任員 水源係
- 鈴木康仁 様 (25年3月) 水源管理所 施設係
- 三浦勇次 様 (25年) 工務課 工務係長兼工事係長
- 杉浦顕史 様 (15年) 総務課 林務係長兼地域活動係長
- 伊藤陽子 様 (15年) 財務課 管理係

### 令和2年度予算 総額14億1,380万円

#### 一般会計:13億6,123万円



#### 特別会計:総額 5,257万円

- 中井筋小水力発電特別会計 743万円
- パイプライン修繕事業特別会計 3,034万円
- 羽布ダム小水力発電交付金特別会計 1,480万円

### 平成30年度収支決算

#### 一般会計

単位:円

収入		支出	
科目(款)	決算額	科目(款)	決算額
1 組合費	243,766,940	1 土地改良事業費	546,165,659
2 土地改良事業	214,219,833	2 一般管理費	422,799,096
3 附帯事業	204,745,056	3 附帯事業	40,780,979
4 特定資産運用	46,012,733	4 負担金等	78,515,523
5 補助金等	240,560,422	5 借入金返済	0
6 固定資産貸付	36,652,628	6 固定資産取得	0
7 受託金	345,724,844	7 積立金繰出	340,811,361
8 雑収入	44,866,633	8 積立金取崩	26,979,186
9 借入金	0	9 他会計繰出	6,950
10 積立金取崩	98,037,409	10 予備費	0
11 固定資産売却	2,791,537		
12 繰越金	39,793,334		
収入合計	1,517,171,369	支出合計	1,456,058,754
差引残金 61,112,615円 (次年度へ繰越)			

#### 特別会計

パイプライン修繕事業特別会計  
収入/38,222,460円 支出/38,201,640円  
差引残金/20,820円



令和2年度の組合費の決定

1,000㎡当たり単位:円

賦課区分	地区及び種別		経常費賦課金	特別 賦 課 金	
				県営事業 島坂・矢作中部地区	単県事業
地積割 1,000㎡ 当り	矢作川用水	第1種地	4,300	分担金-補助金 受益地面積	(事業費-補助金)×0.9~0.05 受益地面積
		第1種地	4,300		
	明 治 用 水	第2種地	3,913		
		第3種地	3,569		
組合員割	全地区1組合員		700	-	
賦 課 期 日			令和2年4月1日	令和2年4月1日	
徴 収 期 日			令和2年6月1日	理事長が定めた日	
徴 収 方 法			直接及び委託徴収	直接及び委託徴収	

令和2年度の決済金の決定

1,000㎡当たり単位:円

地 区	種 別	決済金額
矢作川用水	第1種地	433,450
	第1種地	433,450
明 治 用 水	第2種地	394,439
	第3種地	359,763

個人情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第5項第3号の規程に基づき、下記のとおり共同利用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。  
なお、当該共同利用を行ってほしくない場合は、本土地改良区までご連絡くださいますようお願い致します。

記

(1) 国、都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合等との共同利用

- 共同利用する個人データの項目  
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
- 共同利用する者の範囲  
農林水産省、愛知県、関係する土地改良事業団体連合会、本土地改良区の受益地に関係する各市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び土地改良区連合
- 共同利用する者の利用目的  
本土地改良区の関係する国営事業、県営事業、その他の地域農業振興のため
- 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称  
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

(2) 農地中間管理機構との共同利用

- 共同利用する個人データの項目  
組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、賃借地及び賦課・徴収に関する事項
- 共同利用する者の範囲  
愛知県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）
- 共同利用する者の利用目的  
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため
- 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称  
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

組合費の完納にご協力ください

納期限：令和2年6月1日(月)

本年度の組合費納期限は上記のとおりです。納期限内に納入されなかった場合は、**延滞金**が賦課されます。期限内に納入くださるようお願いいたします。なお、**下記の金融機関以外から納入の場合は、振込手数料が必要となります**ので、ご注意ください。

- ・あいち中央農協・あいち豊田農協・あいち三河農協・西三河農協・ゆうちょ銀行
- ・碧海信用金庫・西尾信用金庫・豊田信用金庫

組合費納入は口座振替が便利です

- 下記金融機関から口座振替ができます。組合費納入は、便利な口座振替をご利用ください。
- 取扱金融機関**
  - ◎愛知県内の各農協 ◎三菱UFJ銀行 ◎碧海信用金庫 ◎西尾信用金庫
  - ◎岡崎信用金庫 ◎豊田信用金庫 ◎ゆうちょ銀行
- 金融機関の窓口に行く手間が省け、振込手数料もかかりません。
- ご希望の方は財務課までご連絡ください。
- なお、口座振替をご利用の方は、振替日前に口座の残高をご確認ください。

必ず届出をお願いします！

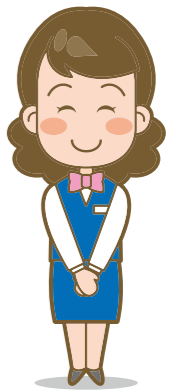
毎年4月1日現在が賦課金の算定基準です。市役所（農業委員会）に届出済、または法務局に所有権移転登記済であっても、下記の届出が明治用水土地改良区に提出されないと、土地改良区の台帳が変更できず**従来通り組合費が賦課徴収**されます。組合員の異動・農地転用がありましたら、速やかに届出をしてください。

①「組合員異動届」(組合員資格の得喪通知)

1. 組合員の方が死亡（相続）されたとき
2. 組合員の方が住所などを変更したとき
3. 農地を売買・交換、または貸借を変更したとき

②「農地転用等の通知書」(地区除外の届出) …このときは**決済金**を納めてください。

1. 農地転用（宅地、駐車場など）するとき
  2. 公共事業用地（道路、河川用地など）になったとき
  3. 水田を畑にするなど用水を使用しなくなったとき
- 地区除外の届出がないと台帳から除外できないため、従来通り組合費が賦課徴収されますので、ご注意ください。



農地転用などにより地区除外をする場合は、土地改良法（第42条第2項）により決済が義務づけられています。事業に参加している土地が、その途中で不参加となるため、残りの事業費分を支払っていただくものです。  
具体的には、転用地に係わる運営費、維持管理費、償還金（借入金）を一括して支払っていただきます。これにより残った農地の負担が過重にならないようになります。（金額は6ページを参照してください）

※「組合員異動届」「農地転用等の通知書」の様式は、明治用水ホームページに掲載していますのでご利用ください。

《農地転用決済金は譲渡費用と認められます》

土地を売却された際に土地改良区へ納付した決済金は、一定の要件を満たせば譲渡費用として認められる場合があります。詳細については税務署に確認をお願いします。

問い合わせ先 ☎(0566)76-4920 担当 / 財務課

## 国営事業

### 総合農地防災事業

地区名	全 体		令和元年度まで			令和2年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円	m	千円	m	%	千円	m	
矢総二期	38,489,000	1式	10,753,900	1式	27.9	2,200,500	1式	H26~R11

## 県営事業

### 農業用水再編対策事業

地区名	全 体		令和元年度まで			令和2年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円	m	千円	m	%	千円	m	
中井筋	4,996,400	4,363	4,970,246	3,989	99.5	55,000	1式	H12~R4
中井筋依佐美	4,324,200	4,654	4,324,200	4,654	100.0	—	—	R1完了

### 地域用水環境整備事業

地区名	全 体		令和元年度まで			令和2年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円	m	千円	m	%	千円	m	
中井筋2期	715,000	1式	366,289	1式	51.2	120,000	1式	H25~R5

### 経営体育成基盤整備事業

地区名	全 体		令和元年度まで			令和2年度予定		事業期
	事業費	事業量	事業費	事業量	進捗率	事業費	事業量	
	千円	m	千円	m	%	千円	m	
東牧内	629,283	1式	629,283	1式	100.0	—	—	R1完了
渡 下	329,823	1式	329,823	1式	100.0	—	—	R1完了
島 坂	254,000	1式	220,934	1式	87.0	33,000	1式	H27~R2
矢作中部	1,000,000	1式	372,698	1式	37.3	150,000	1式	H29~R5

## 改良区事業

令和元年度は、団体営事業、適正化事業、単県事業、受託事業計21地区の事業と井筋・小幹流の維持管理業務を行いました。

### 県営経営体育成基盤整備事業 (ほ場整備)



施工前  
渡下地区(岡崎市渡町)



施工後  
ほ場内の畦畔が除去され大区画ほ場化されると共に用水はパイプライン化されました。

### 適正化事業



東井筋地区(安城市新田町外)  
空気弁φ150取替状況



原泉地区(安城市石井町)  
制水弁φ900取替状況

### 単県事業



富永地区(岡崎市富永町)  
農水管φ250布設状況



米中地区(西尾市米津町)  
農水管φ450布設状況



# 「水のかんきょう学習館」の活動

明治用水会館に隣接する「水のかんきょう学習館」は、大池公園敷地内に平成23年5月1日にオープンし、今年で10年目を迎えました。学習館では年間を通して様々な学習プログラムや体験プログラムを開催しています。令和元年度は、「水のかんきょう楽校」を8団体に、体験プログラムを10回実施し、明治用水の“水”“農”“食”“環境”の学習の機会を提供しました。

## 水のかんきょう楽校

管内の小学生を対象に、「明治用水」開削の歴史的経緯やパイプラインなどの農業用水施設、明治用水の水を生み出している水源かん養林のはたらきについて考え、楽しく学びました。

豊田市立高嶺小学校  
(令和元年6月14日)



安城市立錦町小学校  
(令和元年10月3日)



安城市立安城中部小学校  
(令和2年2月18日)



## 体験プログラム

“水”“農”“食”“環境”をテーマに、明治用水の未来について考え、楽しく学びます。

水の駅 田植え  
(令和元年6月1日)



ネイチャークラフト  
(令和元年8月3日)



通水140年記念ウォーキング  
(令和元年9月21日)



水の駅 感謝祭  
(令和2年1月11日)



## 令和2年度の予定

- |                      |                     |                   |
|----------------------|---------------------|-------------------|
| 5/30 (土): 水の駅 田植え    | 6/27 (土): 魚ハカセになろう! | 7/23 (祝): ポスター教室  |
| 8/4 (火): ネイチャークラフト   | 9/12 (土): 豆腐をつくろう!  | 10/10(土): 水の駅 稲刈り |
| 11/7 (土): クリーン大作戦    | 12/10(木): 寄せ植え      | 1/16 (土): 水の駅 感謝祭 |
| 2/13 (土): おこしものを作ろう! | 3/13 (土): 学習館まつり    |                   |

水のかんきょう楽校(通年)、体験プログラム(月1回)は今年度も開催します。詳細は、水のかんきょう学習館へお問い合わせください。また、明治用水ホームページにも掲載されています。

問い合わせ先

☎ (0566) 76-6560 FAX 0566-76-6560 担当 / 総務課地域活動係(水のかんきょう学習館)

## 明治用水土地改良区女性部

平成28年度に発足した第5期明治用水土地改良区女性部の活動も4年目に入り、本年度をもって任期満了となります。令和元年度も様々な体験や交流を通じてご活躍いただきました。

### ● 通常総会

(平成31年4月4日)  
平成30年度事業報告、収支決算報告、平成31年度事業計画、収支予算について審議しました。



### ● 山間地産業体験

(令和元年5月27日)  
産業体験として、シイタケの植菌作業等を行いました。



### ● 苔玉・寄せ植えづくり

(令和元年8月9日・12月12日)  
第3期女性部会長を講師にお招きしての「苔玉・寄せ植えづくり」を体験しました。



### ● 上部利用施設の清掃

(令和元年9月12日)  
明治用水上部利用施設である緑道(中井筋)の清掃作業等を行いました。



### ● 土地改良施設視察

(令和元10月31日)  
国営事業の明治用水本流耐震化対策工事現場と豊田土地改良区を視察しました。



### ● 水の駅(感謝祭～餅つき～)

(令和2年1月11日)  
令和元年6月に田植えを行い秋に収穫した「水の駅」の餅米を使って、子どもや地元住民と餅つきを行いました。



## 明治用水土地改良区青壮年部

令和元年度は総会と2回の研修会を実施しました。  
令和元年8月5日に明治用水の水源かん養林に関する知識を深めてもらうことを目的として研修を行いました。  
また、令和元年12月12日には、国営総合農地防災事業矢作川総合第二期地区の現地視察を行い、明治本流の耐震化対策工事現場を視察しました。研修会の終了後には意見交換や会員間の情報交換も行いました。



## 青壮年部メンバー募集

- 青壮年部では会員を募集しています(以下の①～③のいずれにも該当する人)。
- ①20歳～40歳代の青壮年の人
  - ②明治用水の組合員または組合員の家族
  - ③明治用水の事業や活動(土地改良事業、水源かん養林、地域活動)、施設などに興味があり、理解や勉強をしたい人
- 応募される方は、明治用水土地改良区総務課までご連絡ください。

## 令和2年度配水計画

明治用水土地改良区における農業用水の利用については、水利権の範囲内で明治用水土地改良区利水調整規程で定める配水計画に基づき、適正に利用することとなっています。令和2年度の配水計画に基づく取水は以下のとおりです。

### 1. 明治用水地区

期間	夏期通水4/1～4/14	夏期通水4/15～9/30	冬期通水10/1～3/31
最大取水量	3m <sup>3</sup> /s	30m <sup>3</sup> /s	3m <sup>3</sup> /s

※明治用水地区の本格通水は4月15日から9月30日までです。それ以外の期間の最大取水量は3m<sup>3</sup>/sで、本格通水で使える水の10分の1です。最大取水量を超過して水を使用すると、今までどおりに水が使えなくなる恐れがあります。必ずルールに則った水利用を行ってください。なお、冬期に大豆の入水や代かき等で、広範囲に水を使用する場合は、必ず用水課へご連絡をお願いします。

### 2. 矢作川用水（鹿乗）地区

期間	かんがい期4/1～9/30	非かんがい期10/1～3/31
基準配水量	0～2.8m <sup>3</sup> /s※	配水できません

※使用できる水の量は季節や時期により異なります。

※鹿乗地区の本格通水は4月21日からです。鹿乗地区で使える水の量は、矢作川沿岸土地改良区連合により、水利権の範囲内で関係9土地改良区ごとに基準配水量が定められています。水の利用方法を誤ると水利権の取り消しにつながる恐れがあります。必ずルールに則った通水管理を行い、限られた水の有効利用にご協力をお願いします。

## 冬期の水使用

### ①届出について

明治用水地区で、冬期に農業用水を使用する方には届出をお願いしています。ただし、開水路、鹿乗地区は使用できません。届出をいただいた方には、工事や漏水事故などで、長期間断水する場合に、直接ご連絡を差し上げます。届出については用水課へお問い合わせください。

また、冬期はパイプラインの保守や施設の改良工事、突発的な漏水事故などにより断水が予想されます。施設作物や園芸などで日常的に農業用水を使用する方は、必ず補助水源（井戸水など）を確保し、長期間の断水の備えをお願いします。

なお、断水による作物補償はできませんのであらかじめご了承ください。

### ②冬期代かきについて

水稻の乾田直播栽培が増えていますが、冬期の水使用には限りがあります。管内で一斉に取水されると急激な水位変動により、パイプラインの破損の原因となります。冬期代かきをする場合は必ず用水課までご連絡をお願いします。ご連絡をいただけないまま取水されると、漏水事故を懸念し送水を停止する場合がありますのでご了承ください。

また、パイプラインの保守や施設の改良工事は冬期に長期間断水して行います。冬期代かきを予定している地区は、11月末までに用水課までご連絡をお願いします。

### 初期通水時の注意事項

転作などにより給水を行わない地域のほ場は、パイプライン内部に土砂やシジミなどの貝類が詰まり、水の出が悪くなる事例が多く報告されています。このような時は、給水栓を大きく開け土砂等を排除する操作を行ってください。なお、この操作を行っても水の出が悪い場合は地元総代に連絡し排泥弁の操作を依頼してください。

## 給水栓は個人の財産

田用給水栓（写真①）や畑用給水栓（写真②）は、道路等に埋設されている農業用水管から分岐して、田や畑等に水を引き込むための給水設備です。立ち上がりから上の設備はすべて個人の財産です。水が止まらない・破損したなどで修繕を行う場合の修繕費は、原則個人負担になりますのでご了承ください。また、トラクターやコンバインなどの農作業機械による給水設備の破損が多く発生しております。直接給水設備に当たらない場合でも、コンクリート柵を押すことで管が破損することもありますので十分注意して作業を行なってください。

なお、給水設備の修繕等を行う場合は、必ず地元総代に連絡し制水弁の操作を依頼してください。



田用給水栓（写真①）



畑用給水栓（写真②）

## 代かき作業の『濁り水』

代かきによる『濁り水』が発生しています。環境にやさしいお米作りのため、浅水、止水板などを利用して『濁り水』の流出防止に努めましょう。代かきを行うときは以下の項目に注意しましょう。

### 【注意事項】

①代かき水の流出防止のため、ほ場への入水前に畦や排水口周辺を点検し、必要に応じて補修を行いましょう。

※点検のポイント

- （1）畦が崩れていたり、穴などがあれば補修または畦塗りを行う。
- （2）止水板を閉めたときに隙間を生じさせない。

②代かきは、浅水状態（土面が見える程度）で行いましょう。

③代かき時は止水板を高くし、トラクターの走行作業で水が排水口から流れないようにしましょう。

④田植えの3日以上前に代かきを行い、代かき作業後は落水しないようにしましょう。

⑤①から④に加え、濁り水防止用の凝集剤（塩化カリ、20kg/10a）の代かき前日散布もしくは代かき同時散布の実施に努めましょう。

（参考）油ヶ淵の濁水防止対策のための代かき実施時に遵守すべき基準

愛知県ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/shirokaki-kijun.html>



問い合わせ先 ☎(0566)76-4923 担当 / 用水課

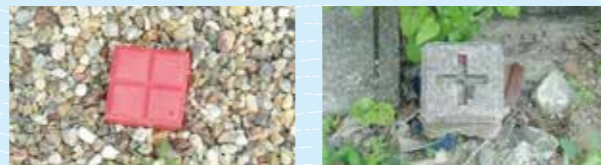
### 断水のお知らせ

明治用水では夏期に通水し、冬期に水路施設の維持補修や改修工事を行っております。このため、パイプライン地区ではやむなく断水することになります。本年度は**東井筋、西井筋、米中用水、原泉用水、村高用水、神楽山用水、地藏用水**などで断水を予定しています。詳細については、関係総代及び冬期取水届出者の方にご連絡いたします。冬期の水使用をしている方にはご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

パイプラインの漏水時にも修繕工事完了まで**断水**することになりますが、ご理解とご協力を頂きますとともに漏水事故は突然発生しますので、施設園芸（ハウス）など日常的に水を必要とされる方は、**必ず補助水源を確保**していただきますよう重ねてお願いします。

### 水路境界の確認について

本土地改良区の管理する井筋、小幹流に隣接している土地の売買または造成、建物などを建築しようとする方は、あらかじめ本土地改良区及び関係者の立ち会いの上、境界を確認してから実施してください。



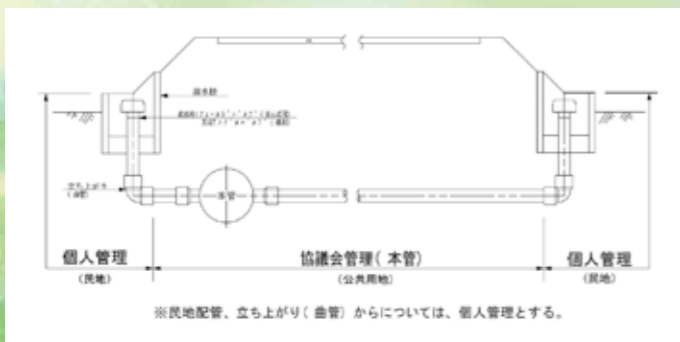
問い合わせ先 ☎(0566)76-4921 担当 / 工務課

### 明治用水パイプライン協議会からのお知らせ

近年パイプラインの漏水事故が多発し、修繕工事費が増加しております。修繕工事にあたり、明治用水土地改良区が管理する井筋・小幹流の修繕は改良区、明治用水パイプライン協議会に加入している小用水の修繕は協議会（当土地改良区に事務局）で施工しています。

協議会は加入金の運用益と関係市の助成で賄われていますが、修繕工事の増加に伴い、協議会の運営が圧迫されています。

今後老朽化した水路の更新計画を立てる、修繕費の一部を負担していただく等検討が必要な時期を迎えております。協議会としても関係市と協議して参りますが、地元でバルブ操作の際に急激な通断水を控えて用水管の保全に努めていただいたり、協議会への要望の中でも緊急性のない軽微な修繕などは先送りさせていただくなど、総代・組合員の皆様におかれましても、ご理解ご協力いただきますよう、お願いします。



明治用水パイプライン協議会管理区分図



漏水事故

### ため池探訪

### 恐ろしい名前池・蝮池（まむしいけ）

地名はその土地の様子をよく表しています。安城には蝮畔（まむしぐて）という場所が横山町と箕輪町にあります。畔は湿地のことで、マムシが多かったことから付けられたと考えられています。安城町には下蝮（しもまむし）という地名もあります。

明治用水の蝮畔用水は新幹線三河安城駅の東方、三河安城町2丁目、三河安城東町1・2丁目、同南町1・2丁目あたりをパイプラインで流れており、マムシの出た昔の風景はすっかり様変わりしました。

この場所に昔、蝮池がありました。池の大きさは、明治用水が所蔵する資料で岡本兵松が調べた「開拓地反別代価見積」（写真-1）には8町1反2畝と記されており、『明治用水』には7反8畝8歩（約80アール）と記されています。

パイプライン化される前の中井筋の流れと蝮畔用水の分水口は写真-2で、旧水路は写真-3です。現在はパイプライン化され、東海道新幹線の南側の受益地をかんがいしています。

現在は明治用水中井筋の神楽山用水から分水された蝮畔用水でかんがいでおり、水路はパイプラインで水田面積は約16haです。

最後に、永らくお楽しみくださいました『ため池探訪』は今回で終わり、次回からは明治用水の用水路の今昔を紹介するコーナーに生まれ変わります。明治用水が開削され、約1世紀にわたり台地を幾筋も流れ、今ではパイプラインとなった用水路たちをご覧ください。



写真-1  
岡本兵松が調べた「開拓地反別代価見積」から右から二つ目「みのわ蝮池」と読める。面積は八町壹反貳畝と記されている。



写真-2 蝮畔分水  
中井筋を下流から上流をみる。右の青いゲートが蝮畔用水の取入れ口（1975年撮影）



蝮池のあった場所



写真-3 旧蝮畔用水（2020年撮影）



# 事務局組織について



総務部	
<b>&lt;総務課 総務係・林務係&gt; ☎0566-76-6241</b>	
業務内容	組織及び財政の基本計画 文章の取受及び発送、諸行事の調整に関する事 造林事業、根羽造林事務所の管理に関する事
お知らせ	配水総代・水路総代の交代が生じた際は、速やかに届出をしてください。
<b>&lt;総務課 会計係&gt; ☎0566-76-4920</b>	
業務内容	会計に関する事
<b>&lt;総務課 地域活動係&gt; ☎0566-76-6560</b>	
業務内容	水のかんきょう学習館に関する事 啓発及び緑水協に関する事
<b>&lt;財務課&gt; ☎0566-76-4920</b>	
業務内容	組合費に関する事、決済金に関する事 } P6、7参照 農地転用や耕作者異動に関する事 施設の多目的使用、管理障害物に関する事
お知らせ	管理障害物対象物件（住宅などの排水）が公共下水道に接続した際は、速やかにご連絡ください。

工務部	
<b>&lt;工務課&gt; ☎0566-76-4921</b>	
業務内容	改良工事に関する事 水路の漏水事故などに関する事 他事業との協議に関する事 管理水路の境界立会に関する事
<b>&lt;用水課&gt; ☎0566-76-4923</b> <b>&lt;水源管理所&gt; ☎0565-28-0466</b>	
業務内容	用排水の調整に関する事 川ざらえ、草刈り、地域用水に関する事
お知らせ	夏期通水は4月1日から9月30日までです。 *取水量の変更は総代を通じて前日の16時までに連絡してください。 冬期通水は10月1日から翌年3月31日までです。 *パイプライン地区のみ届出により使用可能。 代かき(乾田直播を含む)による河川の水質汚濁が起きないように配慮して作業をお願いします。(川や海を汚さないようご協力をお願いします。)



**ホームページ・Eメールについて**

水土里ネット明治用水ではホームページを開設しています。トピックスを始めとし、通水状況、ダム貯水量などの最新データがご覧いただけます。(ダムデータは夏期通水期間のみ)

<http://www.midorinet-meiji.jp/> (「明治用水」で検索が可能です)

ホームページに併せEメールアドレスもございます。簡単なご意見、ご質問はEメールでどうぞ。  
[meijiyou sui@midorinet-meiji.jp](mailto:meijiyou sui@midorinet-meiji.jp) (代表)